

平成 27 年 第 3 回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第 76 号

平成 27 年第 3 回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 27 年 8 月 26 日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成 27 年 9 月 7 日
2. 場 所 まんのう町役場議場

平成 27 年第 3 回まんのう町議会定例会会議録（第 4 号）

平成 27 年 9 月 25 日（金曜日）午前 9 時 30 分 開会

出席議員 15 名

1 番 竹 林 昌 秀	2 番 川 西 米希子
3 番 田 岡 秀 俊	4 番 合 田 正 夫
5 番 三 好 郁 雄	6 番 白 川 正 樹
7 番 白 川 年 男	8 番 白 川 皆 男
9 番 大 西 樹	10 番 藤 田 昌 大
11 番 松 下 一 美	12 番 三 好 勝 利
13 番 大 西 豊	14 番 川 原 茂 行
15 番 関 洋 三	

欠席議員 な し

会議録署名議員の指名議員

6 番 白 川 正 樹 7 番 白 川 年 男

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 青 野 進 議 会 事 務 局 課 長 補 佐 常 包 英 希

地方自治法第 121 条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 斉 藤 賢 一 総 務 課 長 齋 部 正 典

企画政策課長	高嶋 一 博	税 務 課 長	脇 隆 博
住民生活課長	森 末 史 博	福祉保険課長	川 田 正 広
会計管理者	仁 木 正 樹	健康増進課長	見 間 照 史
建設土地改良課長	池 田 勝 正	産業経済課長	高 橋 守
琴南支所長	雨 霧 弘	仲南支所長	和 泉 博 美
学校教育課長	尾 崎 裕 昭	社会教育課長	長 森 正 志
水道課長	天 米 賢 吾	地籍調査課長	山 内 直 樹

○関洋三議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、青野進君。

○青野議会事務局長 それでは、御報告申し上げます。

初めに、町長から、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分議案1件を受理いたしました。

次に、各常任委員長、予算決算特別委員長から、会議規則第77条の規定に基づく付託審査結果報告書を受理いたしました。

次に、議会運営委員長及び各常任委員長から、会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続調査申出書を受理いたしました。

以上で議会報告を終わります。

○関洋三議長 議会報告を終わります。

日程第1 議会運営委員会報告

○関洋三議長 日程第1、本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、白川正樹君。

○白川正樹議会運営委員長 おはようございます。

それでは、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

9月24日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長、同席のもとに、議会運営委員会の委員が全員出席いたしまして、慎重に審議しました。その結果を御報告いたします。

それでは、お手元に配付されております議事日程第4号について御説明を申し上げます。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 付託案件の委員長報告 建設経済常任委員長
- 日程第 4 付託案件の委員長報告 総務常任委員長
- 日程第 5 付託案件の委員長報告 予算決算特別委員長
- 日程第 6 教育民生常任委員会の委員長報告 教育民生常任委員長
- 日程第 7 政策充実特別委員会の委員長報告 政策充実特別委員長
- 日程第 8 認定第 1 号 平成 26 年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 2 号 平成 26 年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 認定第 3 号 平成 26 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 認定第 4 号 平成 26 年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 12 認定第 5 号 平成 26 年度まんのう町診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 13 認定第 6 号 平成 26 年度まんのう町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 14 認定第 7 号 平成 26 年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 15 認定第 8 号 平成 26 年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 16 認定第 9 号 平成 26 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 17 認定第 10 号 平成 26 年度まんのう町水道事業会計決算認定について
認定第 1 号から認定第 10 号までの 10 案件は一括採決とさせていただきます。
- 日程第 18 議案第 1 号 まんのう町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 2 号 まんのう町手数料条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 3 号 まんのう町道路線の変更について
- 日程第 21 議案第 4 号 まんのう町道路線の廃止について
- 日程第 22 議案第 5 号 字の区域の変更について
- 日程第 23 議案第 8 号 平成 27 年度まんのう町一般会計補正予算（案）第 2 号
- 日程第 24 議案第 9 号 平成 27 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第 1 号
- 日程第 25 議案第 10 号 平成 27 年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第 1 号
- 日程第 26 議案第 11 号 平成 27 年度まんのう町水道事業会計補正予算（案）第 1

号

議案第 8 号から議案第 11 号までの 4 議案は一括採決とさせていただきます。

日程第 27 議案第 13 号 専決処分の承認について（和解及び損害賠償の額の決定について） 即決をお願いします。

日程第 28 議員派遣の件

日程第 29 閉会中の継続調査について

以上の日程で意見の一致を見、午前 11 時 00 分、委員会を閉会いたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○関洋三議長 議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○関洋三議長 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において、6 番、白川正樹君、7 番、白川年男君を指名いたします。

日程第 3 付託案件の委員長報告（建設経済常任委員長）

○関洋三議長 日程第 3、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の付託案件について委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、川原茂行君。

○川原茂行建設経済常任委員長 それでは、建設経済常任委員会の委員長報告をいたします。

去る 9 月 10 日に第 1 委員会室におきまして、委員全員出席し、議長、執行部より町長、副町長、総務課長、建設土地改良課長出席のもと、建設経済常任委員会を公開にて開催いたしました。

9 月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第 3 号から第 5 号の 3 議案で、現地視察も含め慎重に審議いたしましたので、その経過及び結果について報告いたします。

まず、審査に先立ち、道路線を変更する町道平野 3 号線、追上中筋 1 号線を、道路線を廃止する町道五毛線、町道久保線、追上宮前線を、字の区域を変更する大口字宮西 364 番 1 地先の道路及び水路をそれぞれ現地視察し、担当課に変更理由等についての詳細な説明を求めました。

その後、第 1 委員会室に戻り、付託議案の審査を行いました。

議案第 3 号 まんのう町道路線の変更につきましては、執行部よりそれぞれ町道路線の

終点区域の変更が生じたことから短縮を行うもので、廃止された区間については拡幅等の道路改修を予定しているとの説明がありました。

委員より討論なく採決を行った結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第４号 まんのう町道路線の廃止につきましても、執行部より、廃止された路線を改良していく旨の説明があり、採決を行った結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第５号 字の区域の変更につきましては、大口地区の圃場整備に伴い、従来の字界が原形をとどめなくなったことから、該当する道路と水路部分を字宮西から字土器に編入し、新字界を定めるとの説明がありました。

本議案につきましても、異議なく全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、付託されました議案の審議及び採決結果につきまして、会議規則第４１条の規定により報告をいたしました。

また、閉会中の所管事務調査を議長に申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、建設経済常任委員会の報告を終わります。

○関洋三議長 これをもって、建設経済常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第４ 付託案件の委員長報告（総務常任委員長）

○関洋三議長 日程第４、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、松下一美君。

○松下一美総務常任委員長 それでは、総務常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る９月１１日、午前９時３０分より、第１委員会室におきまして、委員全員、議長同席のもと、町長、副町長、関係課長に出席を求め、総務常任委員会を公開にて開会いたしました。

９月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました議案は、議案第１号及び議案第２号で、本会議に引き続き、執行部に詳細な説明を求め審査を行いましたので、その経過と結果につきまして御報告申し上げます。

まず、議案第１号 まんのう町個人情報保護条例の一部改正につきましては、執行部より、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が制定され、平成２７年１０月から国民一人一人に個人番号が付番されることから、番号法３１条に規定する地方公共団体が保有する個人番号を含む個人情報（特定個人情報）の適正な取り扱いを確保するために、条例の一部を改正するとの報告の後、逐次、条文の

改正箇所について読み上げがありました。

委員より、個人番号（マイナンバー）導入により各種行政事務の効率化や省力化を図ることができる考えるが、情報の漏えい等を起こさないように、適正な運用方針と厳格な罰則等を設けて当たるべきであるとの意見があり、執行部より、個人情報を取り扱う端末機は基幹系と呼ばれる専用回線でつながれており、民間のインターネット回線とは物理的に隔絶され情報が守られていること、情報セキュリティのための職員研修を行う予定であるとの答弁がありました。

また、委員より、個人情報の開示請求権について本人の同意が得られないときに、合理的な理由があり、かつ、本人の利益に反しないと認められるときは開示できることになっているが、開示の可否判断は誰が行うことになるのかとの質疑があり、執行部より、難しい事案については町の個人情報保護審議会や県と協議を行い判断していくことになるとの答弁があり、委員より、審議会の構成やあり方について見直しを行っていくよう意見がありました。

次に、議案第2号 まんのう町手数料条例の一部改正につきましては、執行部より、番号法に規定する通知カードと個人番号カードの発行は無料であるが、再交付を行うときには通知カードは500円、個人番号カードは800円の費用が発生し、その金額は他自治体でも同額となっていること、住民基本台帳法の一部改正に伴い、住民基本台帳カードの交付手数料または再交付手数料を廃止するため、手数料条例の一部を改正すること、個人番号カード発行時には住民基本台帳カードを回収することや、今後の個人番号カードの利便性を考慮すると、ほとんどの人が利用すると思われるとの説明がありました。

委員より、個人番号カードについて、e-Taxや社会保障などの公的個人認証サービスにとどまらず、民間企業が行うさまざまなサービスへの流用が今後可能となることが見込まれるため、住民生活への影響は非常に大きく、混乱を招かないためにも、この制度の十分な住民周知と丁寧な説明を行うべきであり、また町職員についても、この制度を住民に説明できるだけの知識を学んでおくべきであるとの意見があり、執行部より、住民への周知については、引き続き、町広報誌やホームページ等のさまざまな媒体により周知を行っていくこと、町職員については全職員を対象に制度についての研修会を行っていく予定であるとの答弁がありました。

以上が議案審議であった主な質疑や答弁の報告です。

それでは、付託されました議案につきまして次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定により、その報告をいたします。

議案第1号 まんのう町個人情報保護条例の一部改正について、全会一致で可。議案第2号 まんのう町手数料条例の一部改正について、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上が付託案件審査の報告です。

また、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○関洋三議長 これをもって、総務常任委員会の委員会案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第5 付託案件の委員長報告（予算決算特別委員長）

○関洋三議長 日程第5、付託案件の委員長報告の券を議題といたします。

予算決算特別委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

予算決算特別委員長、松下一美君。

○松下一美予算決算特別委員長 それでは、予算決算特別委員会の委員長報告を申し上げます。

9月定例会本会議におきまして当委員会に付託されました案件は、平成26年度決算認定関係の認定第1号から認定第10号までと、平成27年度補正予算関係で、議案第8号から議案第11号までの合計14議案であります。

委員会審査は9月14日、16日、17日の3日にわたり、全員協議会室におきまして、委員全員出席のもと、町長、副町長、教育長、所管課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、会議規則第41条の規定によりまして御報告いたします。

なお、本委員会は議長を除く全議員が委員でありますので、審査過程の詳細な報告は省略させていただき、主な質疑や意見、採決結果等について簡潔に御報告させていただきます。

まず、審査は平成27年度補正予算の審議から行いました。

議案第8号 平成27年度まんのう町一般会計補正予算（第2号）の審議では、総務費の地域住民生活等緊急支援交付金事業費のキッズヘキサスロン導入事業については、各小学校や保護者側への事業説明とその反応について、事業の具体的な内容について、戸籍住民登録費の御当地婚姻届作成業務や通知カード、個人番号カード関連事務交付金については、事業の委託先の選考方法や会社概要について。民生費の保育所費でAEDの各保育所への設置については、使用方法の職員研修と消防署への設置報告の必要性について。農林水産業費の特定作物振興事業については、台風被害によるひまわり栽培とひまわり牛への影響について、ひまわり牛の販路拡大と販売実績について、そば、ひまわり栽培振興補助の要件緩和の必要性について。公債費の長期債償還については、義務教育施設等の公共性の高いものに対する借入金繰上償還の必要性についてなどの質疑や意見が出ております。

また、議案第9号 平成27年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第1号、議案第10号 平成27年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第1号、議案第11号 平成27年度まんのう町水道事業会計補正予算（案）第1号の審議につきまし

ても、それぞれ質疑や意見等がありましたが、執行部より答弁があり、了承されております。

次に、認定第1号 平成26年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定につきましては、主要施策の成果報告書、決算報告書、その他関係資料をもとに、まず、教育民生関係、次に建設経済関係、総務関係の順に執行部に詳細な説明を求め、審査を行っております。

教育民生関係では、民生費の戸籍住民登録費で、外国人国籍を持つ転入者の就業状況の動向について。社会福祉総務費では、見守り、声かけ、ほっと安心事業の事業拡充方策について。老人福祉費では、101歳以上の方に対する敬老祝金の支給理由について。保育所費では、保育料の未納問題とその傾向、今後の対策と徴収方法について。衛生費の環境衛生費では、霊柩車の2台運用体制の是非について、合併浄化槽の地区別普及率と施設管理の行政指導について。教育費の幼稚園費では、こども園の施設内機器の日常的な保守管理方法について。給食場費では、給食費の未納問題の対応と保護者への指導について、また児童への心理的な悪影響等について。総務費のかりんの里づくり事業費では、かりん会館の定休日の有無と利用率の向上策について。農林水産業費の農地費では、地元が要望する農道、水路等の未改修箇所と予算配分について、施設改修時の電柱移転補償費等について。林業総務費では、町産木材の積極的な活用方針について。商工費の商工総務費では、太鼓台かきくらべ等イベントへの参加者の安全確保と集客について。土木費の住宅監理費では、町営住宅使用料の滞納分が前年度よりもふえた原因について。議会費では、特別委員会の研修費の予算措置について、PFI事業関係の調査委託費の不用額について。総務費の一般管理費では、町長交際費の使途基準とその緩和について。自治振興費では、自治会補助金の見直しと自治会未加入者への加入促進策について、福祉タクシー助成券の拡充について。諸支出金のふるさと応援基金費では、全国へまんのう町の情報を発信し募金を呼びかける必要があること、基金の使途についてなど、それぞれの項目においてさまざまな質疑や意見が交わされました。

また、一部の委員より、執行部に対し、審査を行うに当たり事業実績値や根拠等を可視化し、分析に適した資料を委員会に提出するべきであるとの意見がありました。

以上、付託されました案件につきまして、次のとおり決定いたしましたので、その結果を報告いたします。

認定第1号 平成26年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定すべき。認定第2号 平成26年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定すべき。認定第3号 平成26年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定すべき。認定第4号 平成26年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定すべき。認定第5号 平成26年度まんのう町診療所特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定すべき。認定第6号 平成26年度まんのう町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定すべき。認定第7号 平成26年度まんのう町下水道特別会計歳

入歳出決算認定について、全会一致で認定すべき。認定第8号 平成26年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定すべき。認定第9号 平成26年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定すべき。認定第10号 平成26年度まんのう町水道事業会計決算認定について、全会一致で認定すべき。議案第8号 平成27年度まんのう町一般会計補正予算（案）第2号、全会一致で可決すべき。議案第9号 平成27年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第1号、全会一致で可決すべき。議案第10号 平成27年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第1号、全会一致で可決すべき。議案第11号 平成27年度まんのう町水道事業会計補正予算（案）第1号、全会一致で可決すべきとすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告です。

以上で、予算決算特別委員会の報告を終わります。

○関洋三議長 これをもって、予算決算特別委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第6 教育民生常任委員会の委員長報告（教育民生常任委員長）

○関洋三議長 日程第6、教育民生常任委員会の委員長報告の件を議題といたします。

教育民生常任委員会の委員長の方向を求めます。

教育民生常任委員会委員長、田岡秀俊君。

○田岡秀俊教育民生常任委員長 それでは、教育民生常任委員会の委員長報告を行います。

去る9月9日、午後2時より、第1委員会室におきまして、委員5人全員、議長同席のもと、執行部より、町長、副町長、教育長、総務課長、学校教育課長の出席により、教育民生常任委員会を開催いたしました。

議題は、所管事務調査について、その他であります。

町長挨拶の後、学校教育課長より、町内各幼保施設での保育の状況について説明があり、かねてより検討していた町内全ての公立幼保施設を来年度よりこども園としたい旨の報告、説明がありました。琴南、長炭、満濃南、四条、高篠、仲南の6園とし、琴南、長炭、満濃南の3園はゼロ歳から5歳児の受け入れをし、四条、高篠については、施設の現状から、今のところゼロ歳から2歳児は受け入れをしない。また、先生は保育教諭となるが、保育士、幼稚園教諭の両方の免許を今後5年間のうちに取ってもらう予定であるとの説明がありました。

委員より、こども園とするには議会の議決が必要なのかとの質疑があり、執行部より、

認定こども園条例に施設を追加するため、条例改正しなければならない。議会の議決が必要であるとの答弁がありました。

また、委員より、仲南こども園はできたが、その他全てのこども園化はどういう経過からなのかとの質疑があり、仲南こども園を設置するときから、教育委員会の中で、就学前教育・保育の考え方として、町内全ての公立施設のこども園化を話し合ってきたとの答弁がありました。

また、委員より、休業日なし保育とは何かとの質疑があり、執行部より、1号認定（幼稚園教育）の場合、夏休みなど長期の休みがあるが、2号・3号認定についてはない。2号認定は現在の幼稚園の預かりから保育となるため、給食を提供する。つまり夏休みなどの休業日はなく、通常保育の提供ということになるとの答弁がありました。

また、委員より、現在の幼稚園長、保育所長はどうなるのかとの質疑があり、執行部より、こども園では園長となり、副園長を配置することになるとの答弁がありました。

また、委員より、高篠、四条の場合、3歳から5歳児の受け入れのみであり、ゼロ歳から2歳児の兄弟を持つ家庭は不便ではないのか。全て同じ条件でのスタートのほうがいいのかとの質疑があり、執行部より、高篠、四条の場合、今の施設ではゼロ歳から2歳児の受け入れは難しい。近くにいろは保育園もある。いろは保育園はゼロ歳から5歳児を受け入れており、保育の中で幼稚園的教育も行っているとの答弁がありました。

また、委員より、先々、満濃地区で一つのこども園施設という考えはあるのかとの質疑があり、執行部より、小学校との連携も考慮しなければならないが、将来的にはこども園のあり方を考えなければならないとの答弁がありました。

また、委員より、校区外の子供も受け入れはできるのかとの質疑があり、執行部より、全町でやっていくつもりであるとの答弁がありました。

引き続き、学校教育課長より、放課後児童クラブの施設状況について、現在の利用状況と不足施設の報告、説明があり、今後、6年生まで受け入れるとなると、四条・満濃南の両施設で2クラス分の施設が必要となる。新たな施設を検討しているとの説明がありました。

委員より、場所の見当はついているのか。決まっていないのに材料をとというのはどうかとの質疑があり、執行部より、四条は学校敷地も狭く、満濃農改センターの西側ではどうかと考えている。満濃南は学校敷地内で考えているが、建築基準法の絡みもあり、専門家に検討を依頼しようと思う。それぞれ50から60坪くらいの建物が必要となるが、できれば町産木材を使ってつくりたい。それには早くから木材を手配する必要があり、12月補正で設計料をお願いしたいとの答弁がありました。

ほかにもそれぞれ質疑、意見もありましたが、執行部より答弁があり、委員も理解し、了承いたしました。

また、閉会中の所管事務調査を議長に申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上、所管事務調査を行い、午後3時10分に委員会を閉会いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

○関洋三議長 これをもって、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第7 政策充実特別委員会の委員長報告（政策充実特別委員長）

○関洋三議長 日程第7、政策充実特別委員会の委員長報告の件を議題といたします。

政策充実特別委員会の委員長の報告を求めます。

政策充実特別委員会委員長、大西豊君。

○大西豊政策充実特別委員長 第6回政策充実特別委員会の報告を申し上げます。

去る9月15日、9時30分より、全員協議会室において、委員14名のもと、執行部より町長、総務課長、企画政策課長、課長補佐の出席により、第6回政策充実特別委員会を開催いたしました。

協議事項は、1番目、地方創生・まち・ひと・しごと・総合戦略（素案）について、2番目、その他であります。

まず、まんのう町・まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）について企画政策課より説明を求めました。

企画政策課長より、まんのう町創生総合戦略資料の説明。

第1章、はじめに。

第1節、策定の目的。

まんのう町では平成20年3月、まんのう町総合計画、基本構想前期基本計画を、平成25年3月には後期基本計画を策定し、元気まんまんまんのう町改革と協働、輝きのまちを町の将来像に据え、誰もが住みよい、住み続けたいまちづくりを進めています。

一方、我が国では東京一極集中がますます進む一方、地方の人口減少が進み、その歯止めをかけるために、平成26年にまち・ひと・しごと創生法が施行されるとともに、まち・ひと・しごと創生総合戦略が閣議決定され、地方都市の活性化に対し国を挙げて取り組むことになりました。

そこで、まんのう町まち・ひと・しごと総合戦略はこうした背景を受け、地域の雇用をふやし定住に結びつけ、人々が生き生きと暮らせるまんのう町をつくっていくための方策を明らかにするために策定します。

第2節、人口ビジョンとの関係。

まち・ひと・しごと創生法に基づき、国では平成72年を目標とするまち・ひと・しごと創生長期ビジョンと、平成31年度を目標とするまち・ひと・しごと創生総合戦略を定めました。

まんのう町ではこれを受け、平成72年を目標とするまんのう町人口ビジョンを策定し

て、長期的な人口減少の抑制を目指すとともに、当面５カ年の具体的な方策をまんのう町まち・ひと・しごと創生総合戦略に描き、実行していきます。

第３節、計画期間。

平成２７年度から平成３１年度の５カ年計画とします。

第４節、総合計画との関係。

まんのう町総合計画は町政の最上位計画であり、町民の生活課題の解決を図り、町民生活の満足度を高めるための総合的な計画です。

一方、まんのう町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、人口減少の抑制を図るため、しごとを創り、ひとを呼び込み、まちを豊にする定住促進に主眼を置いた計画であり、いわば総合計画に基づいた分野別計画に位置づけられますが、両者は密接に関連していることから、整合性を確保しつつ策定しました。

第５節、住民と行政の協働による策定。

まんのう町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に当たっては、住民アンケート調査や住民アイデアを募集により、広く住民の意見を反映するとともに、住民１５名と職員１５名の協働ワーキング組織であるまんのう町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進委員会において自由闊達な意見交換を行いながら、施策・事業の提案、検討を行うとともに、産官学金労言の有識者１５名からなるまんのう町まち・ひと・しごと創生有識者会議において総合戦略の成案を取りまとめました。

第６節、PDCAサイクルによる推進。

PLAN「計画」、DO「実施」、CHECK「評価」、ACTION「改善」。

第２章、まんのう町の現状と課題。

第１節、まんのう町の特徴。

まんのう町は讃岐平野の西部に位置する総面積１９４．４５キロ平方メートルと県下で３番目と広い町であります。町内には大宝年間（７０１年から７０４年に創築）、空海が改築した日本最大のかんがい用ため池「満濃池」があるほか、西アジアのササン朝ペルシャ（２２６年から６５１年）で製作されたモザイクガラス玉が日本で唯一出土するなど歴史文化の豊かな町です。

また、町内には四国唯一の国営公園である国営讃岐まんのう公園が立地し、年間５７万人が来園するとともに、うどん県香川にあって、讃岐うどん店の人口１万人当たりの数が県下一の観光客が訪れています。

第２節、人口の動向と将来予測。

まんのう町の総人口は平成２６年１０月常住人口は１万８，４６３人、国立社会保障・人口問題研究所が示す将来推計では、平成３２年には１万７，０４４人、平成５２年には１万３，１２４人、平成７２年には９，８１９人と減少する見込みとなっております。

第３節、まんのう町の地域創生に向けた課題。

１番、人口減少の抑制。結婚の奨励などの自然減抑制策と、定住促進による社会増の両

方が必要。

2 番目、町内産業の活性化。近隣市町への通勤者も多いが、町内産業の活性化も不可欠。

3 番目、交流人口の拡充。観光の経済波及効果を高める取り組みが必要。

4 番目、転出を食いとめ転入希望者に選ばれる定住施策の推進。自然に囲まれた比較的
広目の住宅に安く住めるという強みを生かすことが必要。

第3章、まんのう町の地域創生の方向。

第1節、目指す人口目標。

平成31年度に1万8,000人。

第2節、地域創生の方針。

元気まんまんまんのう町、誰もが住みよい、住み続けたいまちづくり。

第3節、基本目標。

心豊かな人材を育て、全ての人が輝くまんのう（ひとの創生）。

2 番目、子供から高齢者まで誰もが安心できるまんのう（まちの創生）。

3 番目、地域資源を生かして産業が輝くまんのう（しごとの創生）。

第4節、施策の体系。

三つの基本目標を実現するために8本の分野を設定します。

第4章、分野別施策の展開。

第1節、心豊かな人材を育て、全ての人が輝くまんのう（ひとの創生）。

1 番目、結婚、出産。子育ての応援。

2 番目、生涯学習、生涯スポーツの推進。

3 番目、まちづくり人材の育成。

第2節、子供から高齢者まで誰もが安心できるまんのう（まちの創生）。

1 番目、移住・定住の促進。

2 番目、健康で暮らせるまちづくりの推進。

3 番目、いきいきコミュニティづくり。

第3節、地域資源を生かして産業が輝くまんのう（しごとの創生）。

1 番目、まんのう観光の底上げ。

2 番目、地域資源を生かした産業振興。

第5章、地域の振興策。

第1節 琴南地域。

1 番目、琴南の農業を未来へ引き継ぐ取り組みの推進。

2 番目、中山間地域への移住希望者を呼び込む取り組みの推進。

3 番目、公共交通の維持・充実。

4 番目、活生化施設の設置や誘置。

第2節 仲南地域。

地域住民の交流の促進。

2 番目、ひまわり関連商品を筆頭とする特産品のさらなる魅力化。

3 番目、地域子育て支援事業の充実。

4 番目、土地の有効利用の研究。

第3節、満濃地域。

自然と調和したベッドタウンづくりの促進。

2 番目、子育てしやすい地域づくりの促進。

3 番目、満濃の農業を未来へ引き継ぐ取り組みの推進。

4 番目、満濃池周辺整備による健康ふれあいゾーンの促進。

以上、総合戦略（素案）及びまんのう町人口ビジョン（素案）、第1項、地方創生に関するアンケート・アイデア募集一覧等の資料及び説明を受け、委員よりさまざまな意見及び提言がありました。

委員より出た意見。

人口ビジョン、総合戦略を町役場の全職員に見てもらい考えてもらいたい。

5年、10年後の中短期を見据えた施策を各常任委員会で考えなければならない。

交流人口について書かれているところで、文化ホールやスポーツ公園の利用状況も記載してほしい。

高校への通学の交通機関を充実させてもらいたい。

町に住宅分譲地の用地整備を行ってもらいたい。

琴南造田地区は高松の通勤エリアになり得ることをPRしてもらいたい。

高冷地で薬物野菜や花卉類の栽培を行えることをPRしてもらいたい。

商業地区と農用地区の線引きをはっきりして都市計画を推進してもらいたい。

この総合戦略の素案では水に関するインパクトが薄い。森林の持つ機能に関してもっと入れておくべき。

農業、林業を体験する場を設けて振興を図るべきだ。例えば体験型農園等について。

学校の給食をパン食から米食に変えるべきだ。

就農に意欲のある人の受け皿づくりを政策に盛り込んでももらいたい。

移住者を歓迎して地域に溶け込んでもらえるように行政が働きかけてほしい。

マスメディアを活用して町のよいところを内外に情報発信してほしい。

森林に視点を置いた戦略を立ててもらいたい。

森林の用途に木材の販売も視野に入れてもらいたい。

以上のような意見を踏まえ、人口ビジョン案、総合戦略案について委員から出た意見を盛り込んでもらうということで、委員会としては了承することになりました。

今後とも議論を重ね、提言していくことで委員会を閉会しました。

以上で委員長報告を終わります。

○関洋三議長 これをもって、政策充実特別委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいまをもちまして、各委員長からの報告は全て終了いたしました。

これを区切りとして、一旦休憩に入ります。議場の時計で４５分まで休憩といたします。

休憩 午前１０時２７分

再開 午前１０時４５分

○関洋三議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第８ 認定第１号 平成２６年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第９ 認定第２号 平成２６年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１０ 認定第３号 平成２６年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１１ 認定第４号 平成２６年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１２ 認定第５号 平成２６年度まんのう町診療所特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１３ 認定第６号 平成２６年度まんのう町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１４ 認定第７号 平成２６年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１５ 認定第８号 平成２６年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１６ 認定第９号 平成２６年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１７ 認定第１０号 平成２６年度まんのう町水道事業会計決算認定について

○関洋三議長 日程第８、認定第１号から、日程第１７、認定第１０号までの１０案件についてお諮りいたします。

日程第８、認定第１号から、日程第１７、認定第１０号までの１０案件について一括採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、認定第１号から、認定第１０号までの１０案件を一括採決いたします。

日程第８、認定第１号 平成２６年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について、
日程第９、認定第２号 平成２６年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

について、日程第１０、認定第３号 平成２６年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第１１、認定第４号 平成２６年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第１２、認定第５号 平成２６年度まんのう町診療所特別会計歳入歳出決算認定について、日程第１３、認定第６号 平成２６年度まんのう町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、日程第１４、認定第７号 平成２６年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、日程第１５、認定第８号 平成２６年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について、日程第１６、認定第９号 平成２６年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第１７、認定第１０号 平成２６年度まんのう町水道事業会計決算認定について、本案については、議長を除く議員の委員をもって構成する予算決算特別委員会において十分に審議が尽くされましたので、質疑及び討論を省略することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 それでは、認定第１号から認定第１０号までの１０案件に対する一括採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、認定第１号から認定第１０号までの１０案件は、委員長の報告のとおり認定されました。

日程第１８ 議案第１号 まんのう町個人情報保護条例の一部改正について

○関洋三議長 日程第１８、議案第１号 まんのう町個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第１号 まんのう町個人情報保護条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 1 9 議案第 2 号 まんのう町手数料条例の一部改正について

○関洋三議長 日程第 1 9、議案第 2 号 まんのう町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 2 号 まんのう町手数料条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 2 0 議案第 3 号 まんのう町道路線の変更について

○関洋三議長 日程第 2 0、議案第 3 号 まんのう町道路線の変更についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 3 号 まんのう町道路線の変更についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 2 1 議案第 4 号 まんのう町道路線の廃止について

○関洋三議長 日程第 2 1、議案第 4 号 まんのう町道路線の廃止についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第４号 まんのう町道路線の廃止についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第２２ 議案第５号 字の区域の変更について

○関洋三議長 日程第２２、議案第５号 字の区域の変更についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第５号 字の区域の変更についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第２３ 議案第８号 平成２７年度まんのう町一般会計補正予算（案）第２号

日程第２４ 議案第９号 平成２７年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第１号

日程第２５ 議案第１０号 平成２７年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第１号

日程第２６ 議案第１１号 平成２７年度まんのう町水道事業会計補正予算（案）第１号

○関洋三議長 日程第２３、議案第８号から、日程第２６、議案第１１号までの４議案についてお諮りいたします。

日程第２３、議案第８号から、日程第２６、議案第１１号までの４議案について一括採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、議案第８号から議案第１１号までの４議案を一括採決いたします。

日程第２３、議案第８号 平成２７年度まんのう町一般会計補正予算（案）第２号、日程第２４、議案第９号 平成２７年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第１号、日程第２５、議案第１０号 平成２７年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）

第1号、日程第26、議案第11号 平成27年度まんのう町水道事業会計補正予算（案）第1号、本議案については議長を除く議員の委員をもって構成する予算決算特別委員会において十分に審議が尽くされましたので、質疑及び討論を省略することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 それでは、議案第8号から議案第11号までの4議案に対する一括採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号から議案第11号までの4議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第27 議案第13号 専決処分の承認について（和解及び損害賠償の額の決定について）

○関洋三議長 日程第27、議案第13号 専決処分の承認について（和解及び損害賠償の額の決定について）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第13号 専決処分の承認についての（和解及び損害賠償の額の決定について）を御説明申し上げます。

まず、専決第4号では、平成27年7月17日、金曜日の午前中、まんのう町勤労青少年ホーム（神野公民館）の駐車場に自家用車を駐車していたところ、台風11号の影響により、駐車場沿いの樹木で高さ約12メートル、胸高直径約50センチが自家用車に倒れかかり、フロントガラスやボンネットが破損する等損害を与えたものであります。

次に、専決第5号について御説明いたします。

平成27年7月23日、木曜日の午前4時ごろ、鶏卵を運搬するため町道新目久保線を走行していた運送用トラックが、突然の町道陥没により、当該トラックの後輪が落ち込み、車輛下部の損傷と運転手がけがをし、損害及び傷害を与えたものでございます。

この2件の事故について、賠償相手方と示談交渉が整ったことにあわせ、早急に業務に復帰される必要から和解するため、専決処分日は専決第4号で8月31日、専決第5号では9月11日としています。

なお、損害賠償額は全て町村会の損害賠償保険で支払っていることを御報告いたします。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第13号 専決処分の承認について（和解及び損害賠償の額の決定について）を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第28 議員派遣の件

○関洋三議長 日程第28、議員派遣の件を議題といたします。

本件については、会議規則第127条の規定によって議員を派遣するものです。

議会事務局長に朗読させます。

事務局長、青野進君。

○青野議会事務局長 議員派遣の件。

次のとおり議員を派遣する。

1、平成27年度香川県町議会議員研修会。

（1）目的 これからの地方自治に対応した議会の活性化を図るため。

（2）派遣場所 香川県自治会館。

（3）期日 平成27年11月2日。

（4）派遣議員 全議員。

平成27年9月25日提出。

まんのう町議会議長、関洋三。

以上です。

○関洋三議長 朗読を終わります。

お諮りいたします。

ただいま提案をいたしました議員派遣の件については、朗読内容のとおり派遣することに決定いたしたいと思います。これに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、これを決しました。

日程第 2 9 閉会中の継続調査について

○関洋三議長 日程第 2 9、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

本件は、総務常任委員会及び教育民生常任委員会及び建設経済常任委員会において、当該所管事務調査のための閉会中の継続調査並びに議会運営委員会において議会運営を効率的かつ円滑に行うための閉会中の継続調査について、それぞれ委員長より申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

各委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続調査することに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって会議を閉じます。

これにて、平成 2 7 年第 3 回まんのう町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前 1 1 時 0 0 分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 7 年 9 月 2 5 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員